



和 労 発 基 0908 第 1 号
令 和 7 年 9 月 8 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山労働局長
中 山 始

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、紀州有田商工会議所会頭、和歌山県地方労働組合評議会議長及び和歌山県医療労働組合連合会執行委員長から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。